

公立大学法人滋賀県立大学副専攻規程

平成 23 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 144 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 37 条第 2 項の規定に基づき、副専攻に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副専攻名等)

第 2 条 副専攻は、滋賀県立大学全学部共通とし、滋賀県立大学全学共通教育推進機構が設置する。

- 2 副専攻名、コース名および運営機関は別表 1 のとおりとする。
- 3 各副専攻の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(授業科目等)

第 3 条 副専攻に係る授業科目の種類および修得しなければならない単位数は別表 2 のとおりとする。

(履修の申請)

第 4 条 副専攻を履修しようとする学生は、所定の申請期間中に副専攻履修申請を運営機関の長（以下「機関長」という。）に申し出なければならない。

- 2 前項により履修を申し出た学生は、公立大学法人滋賀県立大学履修規程に基づき履修登録を行うものとする。

(履修の辞退)

第 5 条 副専攻の履修の意思がなくなった学生は、速やかに副専攻履修辞退届により機関長に届け出なければならない。

(修了の認定)

第 6 条 副専攻の修了認定は、運営機関に置くその運営を審議する会議の議を経て、学長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、各学科の卒業要件を満たしていない学生は認定の対象とはならない。

(認定証書の授与)

第 7 条 学長は、副専攻を修了したと認定された学生に対し、副専攻を修了したことを証明する認定証書を授与する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、副専攻の履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に入学した者について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成23年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者で、平成23年4月1日前に入学した者と同一の年次に属する者には適用しない。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成24年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表2中「国際協力論」、「多文化共生論」、「多民族社会論A」、「多民族社会論C」、「移民社会論A」および「移民社会論B」は、平成24年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成25年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後の別表2中「地域づくり人材論」および「人間の行動と空間」は、平成25年4月1日前より引き続き在学する者も履修し、単位を修得することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成26年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成27年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、専門選択科目に係るものを削除するほか、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定中、平成28年4月1日前から引き続き在学する者がコミュニティ・ネットワークコースを修了するために履修すべき授業科目の種類および単位数については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定中、平成29年4月1日前から引き続き在学する者がソーシャル・アントレプレナーコースを修了するために履修すべき授業科目の種類および単位数については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成29年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定中、平成31年4月1日前から引き続き在学する者がソーシャル・アントレプレナーコースを修了するために履修すべき授業科目の種類および単位数については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定中、令和3年4月1日前から引き続き在学する者がソーシャル・アントレプレナーコースを修了するために履修すべき授業科目の種類および単位数については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

別表1

副専攻名	コース名	運営機関
近江楽土(地域学)副専攻	コミュニティ・ネットワークー コース ソーシャル・アントレプレナー コース	地域共生センター